

特定建設作業に係る規制基準

項目	騒音の規制	振動の規制
敷地境界における 規制基準値	85デシベル	75デシベル

区域で異なる規制事項

項目	1号区域	2号区域
作業時間	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日における 延べ作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における 連続作業日数	6日以内	
日曜・休日における 作業	禁止	

1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定めのない地域、及び工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80メートル以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80メートル以外の区域